



鳥取県公報

平成 27 年 8 月 14 日 (金)
号外第 81 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (43) (業務効率推進課) 3
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例 (44) (福利厚生課) 4

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医療法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県医療安全推進協議会の調査審議事項について定めた規定中引用する医療法の条項を改める。
- (2) 鳥取県放射能調査専門家会議の調査審議事項について定めた規定中引用する独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称を改める。
- (3) 施行期日は、平成27年10月1日とする。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公務員の年金制度が厚生年金保険に一元化されることに伴い、次の条例について所要の規定の整理を行う。
 - ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
 - イ 職員の再任用に関する条例
- (2) 施行期日は、平成27年10月1日とする。

条 例

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県医療安全推進協議会	医療法第 6 条の13第 1 項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項	鳥取県医療安全推進協議会	医療法第 6 条の11第 1 項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略		略	
鳥取県放射能調査専門家会議	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター</u> の核原料物質銫山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項	鳥取県放射能調査専門家会議	<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター</u> の核原料物質銫山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 8 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
附 則			附 則		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。			第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。		
傷病補償	略		傷病補償	略	
年金	障害厚生年金（ <u>障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略	年金	障害厚生年金（ <u>当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。</u> ）	略
	障害基礎年金（ <u>障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略		障害基礎年金（ <u>当該補償の事由となった障害について国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年</u>	略

					金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)
障害補償	略		障害補償	略	
年金	障害厚生年金(障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)	略	年金	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	略
	障害基礎年金(障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)	略		障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	略
遺族補償	略		遺族補償	略	
年金	遺族厚生年金(遺族基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)	略	年金	遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	略
	遺族基礎年金(遺族厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	略		遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	略
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>		
	略			略	
	障害厚生年金(障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)	略		障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	略
	障害基礎年金(障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。)	略		障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	略

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成13年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、<u>第2項及び第3項（これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する職員</u>及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が<u>65歳に達する日</u>以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、<u>同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。<u>附則第2条において「改正法」という。</u>）附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、<u>地方公務員法第3条第2項に規定する職員</u>及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 <u>次の表の左欄に掲げる者に係る</u>再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、<u>同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日</u>以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="width: 30%;">地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者</td> <td style="width: 30%;">平成13年4月1日から平成16年3月31日まで</td> <td style="width: 10%;">61年</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日から平成19年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から</td> <td>65年</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定警察職員等</td> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から</td> <td>65年</td> </tr> </tbody> </table>	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年	平成25年4月1日から	65年	特定警察職員等	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年	平成31年4月1日から	65年
地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	平成13年4月1日から平成16年3月31日まで		61年																				
	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで		62年																				
	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで		63年																				
	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで		64年																				
	平成25年4月1日から	65年																					
特定警察職員等	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年																					
	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年																					
	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年																					
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年																					
	平成31年4月1日から	65年																					

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者について次の表の左欄に掲げる期間に前項の規定を適用する場合には、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	63歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64歳

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。